他会・他団体 日本CSR普及協会 2018年度 第4回研修セミナーのご案内

## 副業・兼業と雇用によらない働き方を考える

~ 柔軟な働き方を実現する労働法・独占禁止法のクロスポイント ~

少子高齢化による労働力人口の減少は企業活動の具体的なリスクとして認識される問題となっています。政府は個人の多様な能力や経験を活用する「兼業・副業」の解禁を積極的に推奨していますが、労働者保護法制の面からは、長時間労働のおそれがある「兼業・副業」は必ずしも歓迎されるものではありません。

一方、プラットフォーマーと呼ばれる事業者を介してインターネット上で企業と働き手のマッチングが容易にできるようになったこと、起業や NGO での活動をめざすなど、従来の就職=企業での就労を望まない個人も増加しており、雇用によらない働き方が注目を集めています。

そのような変化の中で労働法の世界と考えられていた人材獲得市場の在り方等について公正 取引委員会が「人材と競争政策に関する検討会報告書」(平成30年2月15日)を発表したことは 注目すべきことです。労働法制の枠を超えて、多様な働き方の現状とこれからの課題と展望に ついて検討します。

- 日 時 2019年1月18日(金)午後2時~午後5時
- 場 所 TKP新橋カンファレンスセンター ホール1A (東京都港区西新橋1丁目15-1 大手町建物田村町ビル)

## 内 容 講演

- 1) 副業・兼業の実現と労働時間法制上の論点 弁護士 木下潮音
- 2) 拡大するテレワークと雇用によらない働き方への展開 弁護士 鈴木里士
- 3)「人材と競争政策に関する検討会報告書」から見える多様な働き方の問題点弁護士 西頭英明
- 4) パネルディスカッション 副業・兼業と雇用によらない働き方を考える 【パネリスト】弁護士 木下潮音、弁護士 鈴木里士、弁護士 西頭英明

主 催 日本CSR普及協会 後援 日本弁護士連合会 参加費 5,000円(当日申し受けます) 会員弁護士・会員企業(2名まで)無料 準備の都合上 1月9日(水)までにファクシミリにてご回答をお願い申し上げます。

]本	CSR普及協会 耳	事務局 宛 FAX 03-358	33-269	9		
20	18年度第4回研修	<b>§セミナーに出席を申し込み</b>	ます。			
1.	①企業関係者	②弁護士(登録番号	)	③その他	(	)
2.	住所 〒	_		(電話)_		
				_(e-mail)	@	
	フリガナ					
3.	氏 名	所属		(	企業名•部署名/弁	護士会名)
4.	<ol> <li>協会会員</li> </ol>	② 協会理事 ③ 近畿支	<b>で部会員</b>	4 非金	員	
0	問い合せ先日	本CSR普及協会(電話03	<b>-3568</b> -	-3891) l	nttp://www.jcsr.jp	

ご提供いただいた個人情報は本セミナーに関する連絡以外には使用しません。